

兵庫・朝光寺蔵 木造千手観音立像

浅 湫 毅

はじめに

京都国立博物館では平成十一年春に特別展覧会『妙法院と三十三間堂』を開催した^①。本展は妙法院と、同院が管理する蓮華王院（三十三間堂）の宝物を中心に、関連作品若干を加えて展観するものであった。表題の作品は兵庫県加東郡社町の朝光寺に所蔵されるもので、その冷静沈着な表情や巧みに刻まれた衣紋などから、一見して鎌倉時代の中央工房による造立と理解される、ほぼ等身の千手観音立像である。これが蓮華王院の関連作品として本展に出品されたのは、かねてより本像が、元は蓮華王院の等身千手観音立像中の一軀であった可能性が指摘されていたためである。

同像はながらく秘仏とされてきたが、平成三年に兵庫県立歴史博物館で開催された『ふるさとのみほとけ―播磨の仏像』展で公開され、ひろく知られることとなった。それに際して、同館の神戸佳文氏によって上記の可能性が指摘され、その後、神戸氏とともに本像を調査された齊藤孝氏によって同趣旨の論考がなされた^②。ただし、

両氏の精力的な調査にもかかわらず、同像が朝光寺に移坐された事情を記す直接的な史料はなく、残念ながらその経緯は不明とされている。拙稿も両氏の高説になんら新たな史料を加えるものではないが、蓮華王院、朝光寺両像を同会場内において実見し、いくつかの知見を得た。また、朝光寺御住職大槻眞而師のご高配により、本像のX線撮影を行わせて頂くことができた。本稿はその知見と資料を紹介するとともに、本像が旧蓮華王院像であったことを再確認し、移坐の経緯に関して若干の私考を加えるものである。

朝光寺について

朝光寺は、兵庫県加東郡社町畑に位置する高野山真言宗の寺院で、国宝にも指定された本堂は室町初期を代表する寺院建築としてつとに知られている。他にも重要文化財の鐘楼をはじめ、県指定、町指定の文化財がいくつか所蔵されており、また例年五月五日に行われる鬼踊りは、県の無形文化財に指定されている。

南面して建つ本堂内の須弥壇厨子には、板壁を挟んで東西に並立

する二軀の千手観音が安置され、それぞれ東本尊、西本尊と称され

困に湛慶作の二十八部衆が安置される ②③

ている。二軀の本尊が並立する形式は極めて珍しいが、厨子の構造からみて室町初期の本堂建立時から二軀の本尊が並立して安置されていたらしい。東本尊は髪際高で一三五センチメートルほどの、平安後期に造立された一木彫成像で、現在杜町の指定文化財となっている。一方、本論考で取り上げる西本尊は、鎌倉時代の等身千手観音像で、平成五年度には兵庫県の重要文化財に指定された。先述のとおり元は蓮華王院の鎌倉復興像であった可能性が指摘されている。

朝光寺の草創は、寺伝によると七世紀にまで遡り、同県内の法華山一乗寺をはじめとする多くの古寺と同様に、開基は法道仙人とされる。以下、『朝光寺文書』と称される朝光寺に現存の中世から近世にいたる古文書①、江戸時代に著された『鹿野山朝光寺記』②および『播磨鑑』③に記される縁起を元に朝光寺の歴史をたどると

白雉二年(六五二) 法道仙人が五尺三寸の千臂十一面観音を造立

文治五年(一一八九) 権現山上の寺地が狭隘なため現在地に伽藍を

移し、定朝作の十一面千手観音(五尺七寸)と不動、多聞を安置 ②③

承元五年(一一二二) 文書に「朝光寺千手観音御宝前」とある ①
弘安九年(一一八六) 文書に「当庄内朝光寺者、為往古之靈所之

□」^①とある
文書に「法道仙人之古跡、常行三昧之道場」^①

とある
永正六年(一一五〇九) 赤松義村によって伽藍が修復され、本尊の周

ということになる。

以下、これらの史料から理解されるところを記すと、現在朝光寺に残されるものとしては、平安後期の造立と考えられる千手観音立像(東本尊)が最も古く、本寺を法道仙人開基とする伝承も、蘭田香融氏によると十三世紀末以降のものであるとされており、創建が七世紀に遡るかどうかに関しては不明である。

平安末の文治五年に寺地を背後の権現山から現在地へと移したという寺伝も、当寺の草創がどこまで遡れるか不明な今では、史実かどうか判断しがたい。東本尊が平安後期の造立と考えられることもあわせ、現寺地において東本尊の造立と同時期に創建されたかとの想像も成り立つが、弘安九年の文書に「往古之靈所」とあることからすると、その時すでに朝光寺は古い由緒を有する寺であると認識されていたこととなり、七世紀までは難しいとしても、当寺の草創はある程度遡らせて考えてもよいかと思われる。

いずれにせよ文献から確認できる確実なところは、遅くとも承元五年までに朝光寺は創建され、千手観音を安置していたということである。同年の『朝光寺文書』は開発田を千手観音御宝前に奉奇(寄)する旨を記した寄進状であり、御宝前という書きぶりからして千手観音は当寺の本尊であったとみられる。ただし、これが現東本尊にあたるかは確証がない。

なお、現在は真言宗に属する朝光寺であるが、文保元年の文書の「常行三昧之道場」という記述や、かつて阿弥陀堂が存在していたことなどから、毛利久氏は、当寺が元は天台寺院であったという説

を出されている⁹⁾。毛利氏の指摘以外にも、本尊千手観音の両脇寺として不動、毘沙門を安置したという縁起の記事があり、観音の脇侍として不動、毘沙門を配するのは比叡山横川の形式であるので、筆者もその可能性が高いかと思う。ただし、天台から真言への改宗がいつのことかは不明である。

また、十六世紀初頭に赤松義村によって伽藍が修復されたことが縁起には記されている。朝光寺には永正十八年二月十八日の奥付がある文書が所蔵されるが、それは朝光寺の山林竹木をみだりに伐採したり、寄進された田島を乱したりする者は罰するという旨を告げた、赤松義村による禁制であり¹⁰⁾、当時朝光寺が赤松義村に庇護を受けていたのは確実のようである。したがって、湛慶作の二十八部衆安置という記載はさておき、義村による伽藍修復は史実とみなしてよいだろう。

その一方で、建築様式から室町初期と判断される現本堂の創建に関して縁起等では一切触れることがなく、また、鎌倉時代の造立と考えられる現西本尊の由緒に関しても記すことがないのは不審である。

像 容

その西本尊と称される本像は、四十二臂の通形の千手観音で（図版29・34）、髻頂までで一六八・八センチメートルという、ほぼ等身の像である。現状では後補の蓮花座上に直立する。材はヒノキを用い、頭部は髻までを含め左右二材を正中で矧ぎ、体幹部も同様に左右二材を正中で矧ぐ¹¹⁾。三道下で頭体を接合する。全身に錆下地の

うえに漆箔を施し、眼は彫眼とする。真手は胸前で合掌し、その肘下に真手とほぼ同じ太さの宝鉢手を矧ぎ寄せる。脇手は真手・宝鉢手よりも細く、左右それぞれに十九本を六・七・六の三列に矧ぎ寄せる。脇手は現状では左の二手が欠落する。

細部を上から順に見ると、頭頂には径の大きい髻を結び、髻髪は頂部より五方二段に垂下し、毛筋は刻まない。髻頂には頂上仏面を頂き、髻の周囲に頭上面を十面（現状では四面が欠落）と阿弥陀の化仏（立像）を表す。天冠台の周囲に金属製の頭飾と冠繪（後補）を着ける。地髪部は天冠台より下には毛筋を刻むが、後頭部では耳後の一束のみに毛筋を刻み、他はまばら彫りとする。額には白毫を嵌めたと思われる孔を穿つが、白毫は欠失する。眼窩の窪みは比較的浅く、そこにやや目尻の上がつた切れ長の眼を表す。髪際下の毛筋二条と、眉、髭を墨書し、唇には朱彩を施す。耳朵は貫通し環状に表す。三道を刻み、その下には金銅製の胸飾を釘で打ち付ける。左肩から右脇にかけて条帛をまとう。天衣は肩に懸かる部分には彫出し、垂下部は別材（後補）を打ち付ける。裳は前面で右前にあわせ、その上に膝上までを覆う長めの腰布を同じく右前に着し、さらにその上には裳の折り返しを表す。衣紋は自由な動きを見せるが、彫りは浅めである。左足柄外側には「実檢了／長快（花押）」の墨書がある。

また今回、X線による透過撮影を行った結果、胎内には納入品があることが確認された（図版35・36）。納入品はX線写真から判断する限り、長さ五十センチほどの円筒状のもので、それを布または紙のようなもので巻き、金属の釘状のもので腰部胎内の左側に固定しているようである。

蓮華王院より移された可能性

ここで、神戸、齊藤両氏によって説かれた、蓮華王院からの移坐という可能性について再確認しておきたい。

蓮華王院(通称三十三間堂)は長寛二年(一一六四)に、後白河法皇によって法住寺殿の仏堂として建立された。残念なことに創建堂は建長元年(一二四九)の大火で焼失してしまい、千体千手観音像もわずか一五七軀が救い出されたのみであったという。その後建長三年より、運慶の子息湛慶を大仏師として復興が開始され、文永三年(一二六六)までの足掛け十六年をかけて完成された。したがって現在、三十三間堂内に安置される等身千手観音立像には創建当初像と復興像が混在している。その内訳は長寛当初像が一二四軀、鎌倉再興像が八七六軀のほか、なぜか室町時代に造り加えられたものが一軀あり、計千一軀である^⑬。いずれもヒノキ材による寄木造で、鎌倉再興像のうち五軀に玉眼が使用される以外はみな彫眼である。また、鎌倉再興像は、長寛当初像の再興を意図したため、いずれの像にも当初像を模すという意識が強く働いている。

朝光寺像は、ヒノキ材による寄木造という構造や、法量などは蓮華王院の鎌倉再興像と共通する。また、冷静沈着な表情や、自由な動きを見せて自然に折り重なる衣紋表現からは、齊藤氏が指摘するように鎌倉時代の慶派の特徴をうかがうことができる^⑭。一方で、起伏の少ない肉身部の表現や、浅い衣紋の彫りは平安的な要素であるといえ、このような特徴は、平安当初像の復興のため、意図的に当初像を模した蓮華王院像であったと考えると納得がいく。さらに

は、左足柄外側には「実檢了／長快(花押)」という、製作終了を確認する墨書が残されており、同様の墨書は蓮華王院鎌倉再興像のうちの二十三軀にも認められる。

また、今回のX線撮影によって円筒形をした胎内納入品の存在が確認されたが、その形状からすると、納入品は大量の紙を巻物状に丸くまとめた上で、紙か布に包んだものではないかと想像される。蓮華王院像にも大量の摺仏を巻物状にまとめて胎内に納入する例が知られており、この点でも共通性がみられる。

上記のような理由で、朝光寺像が蓮華王院鎌倉再興像のうちの一軀を移坐した可能性は、極めて高いといわざるを得ない。京都・蓮華王院の安置像が、遠く離れた播磨の一寺院に譲られたことは、特殊なことに思えるかもしれない。しかし逆に、もし本像が旧蓮華王院像でないとしたら、なにゆえ蓮華王院像同様に、平安の千手観音像を模すという意識のもとで作られなければならなかったのかという、さらに特殊な事情を考慮せねばなるまい。

朝光寺像の作風

では、本像が湛慶を中心に院、円、慶の三派が相協力して造立した蓮華王院再興像のうちの「一軀とするならば、その作風はどこに位置づけられるであろうか。

本像の裳に刻まれる衣紋の特徴が慶派のそれを示していることは、既に齊藤氏によって指摘されているが、その他にも宝鉢手や髻の形状、毛筋の刻み方に慶派特有の表現がみられる。蓮華王院鎌倉再興像の宝鉢手は真手よりも数段細く、脇手とほぼ同径に表わされるが、

そのなかで例外的に湛慶と康円の銘をもつ像には、宝鉢手が真手に近い太さで表わされているものがある。再興に参加した同じ慶派の仏師でも、行快の銘を有する作品は宝鉢手が細く、この点から考えれば、宝鉢手が太めに表わされている本像は、慶派のなかでも湛慶または康円とその周辺の仏師に限定できよう。また、径の太い髻や、天冠台より下部のみに毛筋を刻むのも湛慶および康円作の像に顕著な傾向である。

現在それぞれ九軀（一〇・二〇・三〇・四〇・五二〇・五三〇・五四〇・五五〇・五六〇号）と六軀（五〇・六〇・六六〇・六八〇・七四二・九四九号）の存在が確認される湛慶と康円の在銘作品の作風と比較すると、湛慶作品が長寛像の模刻という意識を越えて、体軀がはち切れんばかりの量感を示すのに比べると、朝光寺像は肉取りがややおとなしく、腰から裳裾にかけての起伏も穏やかで、康円像に近い。

康円作の六軀はそれぞれに作風のばらつきがあるが、そのなかで五〇・六〇号像と朝光寺像は、丸みを帯びて張りのある頬の肉取りや、切れ長な眼の表現など、容貌には比較的近いものがあり、とくに六〇号像は腰布の上にくる部分の側縁が「く」の字のように折り返される点など、衣紋の形式もよく似ている。もちろんこれらの特徴からだけでは康円作とは断言できないが、康円またはその周辺の仏師の手になる可能性が高いことは指摘できるだろう¹⁴。

移坐の経緯に関して

まず、移された時期に関しては、本堂仏壇厨子の羽目板裏に残さ

れた墨書に¹⁵、応永二十年（一四二三）八月十五日に見林禅尼によって仏壇が建立され、また同日に本尊を移したとあることから、そのころであろうという説が神戸氏から出されている¹⁶。蓮華王院の再興像中に室町時代の造立と考えられる像が一軀現存することとも考えあわせ、おおむね妥当な説といえよう。ただし厳密にいうならばこれは移坐の下限を示すもので、厨子はあらかじめ二軀の本尊を安置するように設計されていることから考えて、上限は仏壇の完成よりも若干遡って、本堂の再建が企図されて仏壇が設計された段階よりも以前ということになる。しかしながら、安置堂のあてもなく本尊の移坐を行ったとは考えがたく、現本堂の再建と蓮華王院像の移坐は同時に進行したと考えるのが自然で、応永二十年をさほど遡らないであろう。

一方、移坐の経緯に関しては拙論の冒頭で述べたように、新たな史料を発見することはできなかった。したがって状況証拠より推察するほか今のところ手立てはないのだが、ひとつの可能性として以下の仮説を提示しておきたい。

前述のように、朝光寺は過去に天台宗に属していたらしく、同じ宗派に属する関係から本尊が譲られた可能性も考えられなくはない。しかし、朝光寺の縁起には移坐のことは一切触れられておらず、積極的に寺からの働きかけがあったとも思えない。蓮華王院としても、単に同じ宗派に属することのみの関係で、安置像を譲るとは考えがたく、そこには京都の寺院に影響力をもつ人物の介在を想定するのが自然であろう。また、本堂の再建にしても、これだけの本格的な堂宇を建設するには、経済力のある人物の支援がなければ成し得なかったのではないだろうか。

そこで注目されるのが、朝光寺は十六世紀初頭には赤松義村によって庇護されていたという事実である。それから遡って、現本堂が再興されたときにも赤松氏の力が大きく働いていたとは考えられないだろうか。当時の赤松氏は義則、満祐親子の時代で、本領播磨のほか備前、摂津の守護となり、足利幕府の直轄領である京都の市政を担当する侍所別当に一色、山名、京極とともに交代で任じられる四職のひとつとして重要な地位にあった。¹⁾

当時赤松氏が京都の諸寺に対していかに力を持っていたかは、『東寺百合文書』中の、朝光寺本堂の仏壇完成と同年の応永二十年九月二日に「赤松禪門子息出羽守會尺事」として記される「今日出羽守寺家諸坊入、見廻庭山水、松并石共少々所望云々、凡希代事歟、雖然大名子息云、侍所當職舎弟ト申、旁可有會尺歟由評定之處、尤可然、用途參貫文彼屋形年預可隨身之由治定候了」という一文をみても理解されよう。²⁾これは赤松禪門（義則）の子息である出羽守（則友）が東寺諸坊の松と庭石を所望し、寺側としては前代未聞のことだが、侍所別当の赤松満祐の舎弟であることを考慮して、希望どおり譲り渡したということである。

このように、播磨を本領とする赤松氏は京都の諸寺に対しても影響力があり、朝光寺の本堂再興と本尊の移坐をなした人物として最もふさわしいように思われる。もっとも、赤松氏の関与をうかがわせる史料は残されておらず、縁起にも記載はないが、朝光寺の再興がなった後の嘉吉元年（一四四一）には、赤松満祐が將軍義教殺害の罪で討たれていることもあって、あえて伝えられることがなかったのかとも想像される。

おわりに

以上、朝光寺西本尊の千手観音立像が、旧蓮華王院像であったことを再確認し、作風的には鎌倉再興像のうち、康円およびその周辺の仏師の作と近いことを述べた。移坐の経緯に関して新たな史料は発見し得なかったが、X線撮影の結果、胎内に納入品の存在することが確認された。その形状からならかの文書を巻物状にまとめていることが予想され、将来修理の際に取り出されることがあれば、移坐の経緯にまつわるならかの新事実が明らかにされるのではないかと、あるいは蓮華王院像同様の摺仏であるならば、旧蓮華王院像であることの確証となるのではないかと、この展覧を得ることができた。史料の限られる現時点では、赤松氏が関与した可能性の示唆にとどまらざるを得ないのは残念であるが、将来に希望を残しつつ拙論を終えることとする。

〈註〉

- 1 同展は京都国立博物館において平成十一年四月六日から五月九日まで、名古屋市博物館において五月二十二日から六月二十日まで開催された。ただし、表題の朝光寺像（図録番号四五）は京都会場のみの出陳であった。
- 2 神戸佳文『ふるさとのみほとけ―播磨の仏像』作品解説（図録番号一九）一九九一年
- 3 齊藤孝「兵庫・朝光寺「本尊千手観音立像」をめぐって」『美術史を愉しむ』一九九六年
- 4 神戸佳文氏のご教示による。
- 5 「朝光寺文書」『兵庫県史』史料編 中世二 一九八七年

- 6 『鹿野山朝光寺記』元禄七年（一六九四）成立。沙門義剛著。杜町文化財保護審議会委員堀内和男氏より史料の提供を受けた。
- 7 『播磨鑑』宝暦十二年（一七六二）成立、平野庸脩著。一九六九年発行の歴史図書社版によった。
- 8 藪田香融『兵庫県史』三 中世二 一九七八年
- 9 毛利久『兵庫県史』三 中世二 一九七八年
- 10 「朝光寺文書」(その八)『兵庫県史』資料編 中世二 一九八七年
- 11 神戸氏は前掲書(註2)において「前後左右四材で寄せていると思われ」とする。私見では表面の漆箔のため前後の矧ぎ目は確認できなかったが、神戸氏のいわれるように体部は四材矧ぎの可能性もある。この数は丸尾彰三郎『蓮華王院本堂 千鉢千手観音像修理報告書』(一九五七年)に基づく。ただし丸尾氏自身も長寛当初像の数について「百廿四鉢は確保数」で「これより多いことはあり得る」と述べられているように、現在鎌倉再興像に数えられる像中に長寛当初像が、なお数軀含まれている可能性がある。
- 13 齊藤孝前掲書(註3)
- 14 文化庁美術工芸課の奥健夫氏より、朝光寺像の耳の形状が康円のそれに似ているとのご教示を受けた。
- 15 齊藤孝前掲書(註3) 掲載の図版による。翻刻を以下に載せる。
 「播磨國朝光寺本堂」
 佛壇之建立久米庄之
 見林禪尼為現當一
 世悉地成就造立之
 応永廿年^{癸巳}八月十五日
 大願主見林^白
 「^巳」
 應永廿年^{癸巳}八月十五日
 當寺本堂之本尊之
 御移徙者^巳應永廿年^{癸巳}八月十五日
 一七箇日安宅護摩
 同以十二天供聖天供修之
 護摩賢真修之
 聖天供覺尊修之

十二天供実算修之

結願時大般若經一部

墨書は三面発見されており残りの一面は正長元年（二四二八）に瓦葺きが終了した旨の墨書である。

- 16 神戸佳文前掲書(註2)
- 17 高坂好『赤松円心・満祐』一九七〇年
- 18 『大日本史料』第七編之十九所収。

〔附記〕

本稿をなすにあたり、朝光寺御住職大槻真而師には写真撮影ならび図版掲載に関してご便宜、ご高配を賜わった。また、堀内和男氏から史料の提供をいただき、神戸佳文氏、奥健夫氏からは貴重なご意見を賜わった。ここに記して感謝の意を表したい。

なお、本稿掲載図版はすべて金井杜男氏の撮影による。